



「地方創生私募債（愛称：みらいはぐくみ債）」の取扱再開について

千葉銀行（頭取 佐久間 英利）は、平成 28 年 12 月 1 日（木）より、「地方創生私募債（愛称：みらいはぐくみ債）」の取扱いを再開しますので、お知らせします。

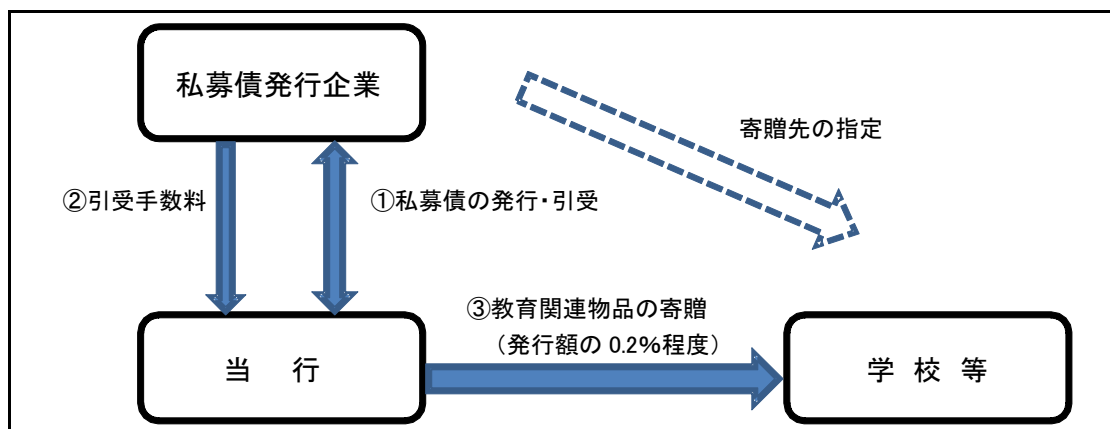
本商品は、学校環境の整備をつうじて地域社会へ貢献していくことを目的に、当行が私募債の発行企業から受け取る引受手数料の一部で書籍や楽器等の教育関連の物品を購入し、これを発行企業が指定する学校に寄贈するものです。

前回は、平成 28 年 6 月から 9 月の取扱期間中に 96.9 億円（98 件）を受託し、お客さまよりご好評をいただいたことから、取扱いを再開するものです。なお、今回より寄贈先の範囲を拡大し、学校教育法上の学校の他に、児童福祉施設や社会福祉法人等で、こどもの成長や教育に資すると当行が判断した先を新たに対象といたします。商品概要及び取扱要件は下記のとおりです。

記

名 称	地方創生私募債（愛称：みらいはぐくみ債）
発行上限金額	100 億円
取 扱 期 間	平成 28 年 12 月 1 日（木）～平成 29 年 3 月 31 日（金） ※期間中に発行額が上限に達した時点で取扱いを終了します。
対象のお客さま	当行の私募債適債基準を満たす取引先
寄 贈 品	寄贈先が希望する教育に資する物品（書籍、楽器、スポーツ用品等） ※引受手数料の一部（発行金額の 0.2%相当額）で当行が購入します。
寄 贈 先	原則、当行営業地域内にある学校教育法上の学校 ※上記学校以外でも児童福祉施設や社会福祉法人等で、こどもの成長や教育に資すると当行が判断した先は対象とします。

<スキーム図>



以 上